

この申告書は、昨年度市民税・県民税申告書を提出された人にお送りしています。

令和6年度分 市民税・県民税申告書の手引

羽 島 市

申告期限は3月15日です

申告書を提出しなければならない人

- 令和6年1月1日現在、羽島市内に居住し、令和5年中(1月～12月)に所得のあった人
- ①一般の所得があった人…営業等の事業、農業、不動産、配当などの所得があった人
 - ②給与所得があった人…(イ)勤務先から給与支払報告書の提出がなかった人
(ロ)給与所得以外の所得(農業、不動産、年金など)があった人
※所得税では通常給与所得以外の所得の合計が20万円以下のときは、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません。
(ハ)医療費控除や社会保険料控除等を受けようとする人
(ニ)2ヶ所以上から給与を受けている人
 - ③公的年金等を受給した人…公的年金のみの収入で、扶養親族等申告書を年金保険者に提出しなかった人や、医療費控除や社会保険料控除等を受けようとする人
 - ④令和5年中に収入がない人で、国民健康保険税の軽減・国民年金の免除申請又は受給資格審査等の手続きや、所得がない旨の証明書(所得0円の所得課税証明書)の発行が必要な人(申告書裏面の「前年中に収入のなかったかたの記入する欄」に記入のうえ提出してください。)

申告書を提出しなくてもよい人

- ①令和5年分の確定申告書を提出した人
- ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が提出され、その他に所得や追加する控除がなかった人
- ③公的年金等の支払を受けた人で、その他に所得や追加する控除がなかった人

申告に必要なもの

- ①令和6年度市民税・県民税申告書
 - ②源泉徴収票(申告会場で申告書を作成する場合は必要です。)
 - ③各種控除(社会保険・生命保険・地震保険など)の領収書、証明書又は明細書等
 - ★国民年金保険料に係る社会保険料控除を受ける際には、証明書の添付または提示が必要です。
 - ★令和3年度より、医療費控除を受けられる方は医療費控除の明細書の添付が必須となりました。「医療費控除の明細書」は市ホームページから印刷することができます。
 - ④営業所得者、農業所得者、不動産所得者等は1年間の収入、経費を集計した明細書等
 - ⑤本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)
 - ★マイナンバーカード
 - ★マイナンバーカードをお持ちでない方(下記の書類)
 - 番号確認書類(「通知カード」「住民票の写し(個人番号の記載があるものに限り)」など本人の個人番号を確認できる書類のうちいずれか1つ)※令和2年5月より通知カードの代わりに送付される「個人番号通知書」は番号確認書類として使用できません。
 - 身元確認書類(「運転免許証」「公的医療保険の被保険者証」など記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類のうちいずれか1つ)
- ※個人番号の提供を受ける際は、番号法において厳格な本人確認が義務付けられています。申告書を提出される際には、申告する方の本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いいたします。
- ※③⑤の添付書類は申告書に直接貼らないでください。③は同封の別紙「市民税・県民税申告書 控除証明等貼付台紙」に、⑤はその裏面の「本人確認書類(写)添付台紙」に貼ってください。

お問い合わせは

- 2月16日から3月15日までは下記の申告受付会場へ
羽島市民会館 直通電話(058)394-3510(9時00分～15時15分 土・日・祝日を除く)
- 上記期間以外は、市役所税務課市民税係 電話(058)392-1111 内線2237・2238(8時30分～17時15分 土・日・祝日を除く)

◎市民税・県民税の申告受付日時は、送付いたしました封筒の裏面を参照してください。

- ※土・日・祝日は申告受付を行いません。
 - ※申告期間中は、市役所(夜間窓口を含む)では、申告受付を行いません。申告会場へお越しください。
 - ※申告書は、郵送でも提出できます。ただし、修正・資料不足等がある場合、後日、市役所までお越しいただくことがあります。
- (郵送先 〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地 羽島市役所 税務課市民税係)

配偶者控除額及び配偶者特別控除額

	配偶者の合計所得金額	申告者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超		0円		

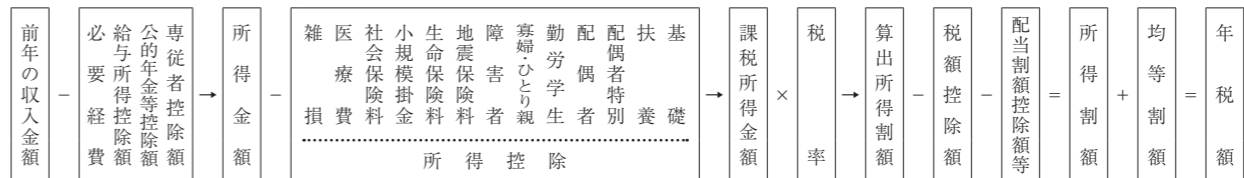
扶養控除額及び障害者控除額

扶養控除	老人扶養親族	昭和29.1.1以前生まれ	38万円
		同居の直系尊属	45万円
	特定扶養親族	平成13.1.2以後 平成17.1.1以前生まれ	45万円
	一般扶養親族	上記以外かつ 平成20.1.1以前生まれ	33万円
障害者控除	特別障害者	身体手帳1・2級/療育手帳A/精神手帳1級/戦傷病手帳特別項症～第3項症に該当する者、心神喪失の者、重度の知的障害者、又はこれらに相当するものとして認定を受けている者	30万円
		同居の者	53万円
	障害者	上記以外の障害に該当又は相当するものとして認定を受けている者	26万円

市民税・県民税の税率

所得割の税率	分離課税の税率		
	所得の種類	市民税	県民税
市民税 6% 県民税 4%	課税長期譲渡所得	3%	2%
税額控除(調整控除) 人的控除額の差に基づく減額措置 ①個人住民税の課税所得金額が200万円以下 人的控除額の差の合計額と個人住民税の課税所得金額のいずれか小さい金額の5% ②個人住民税の課税所得金額が200万円超 人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円) の5% ※ただし、2,500円未満の場合は2,500円	課税(優良)長期譲渡所得 2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円を超える部分	3%	2%
均等割の税額	課税(居住)長期譲渡所得 6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円を超える部分	3%	2%
市民税 3,000円 県民税 2,000円 森林環境税(国税) 1,000円	課税(一般)短期譲渡所得	5.4%	3.6%
・平成24年度～令和8年度の15年間 「清流の国さぶ森林・環境税」(県民税1,000円)が加算されます。 ・令和6年度から「森林環境税」(国税1,000円)が加算されます。	課税(軽減)短期譲渡所得	3%	2%
	株式等に係る譲渡所得等	3%	2%
	先物取引に係る譲渡所得	3%	2%

◎市民税・県民税の税額計算の方法



生命保険料控除額

- ①～③の合計額が生命保険料控除額になります(ただし、最高7万円)
- ※一般分、介護医療保険分(新契約のみ)、個人年金分、それぞれの金額で計算します
- ①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る支払保険料の場合

支払保険料の合計額	控除額
12,000円以下の場合	支払った保険料の全額
12,001円～32,000円	(支払った保険料の金額の合計額) × $\frac{1}{2}$ + 6,000円
32,001円～56,000円	(支払った保険料の金額の合計額) × $\frac{1}{4}$ + 14,000円
56,000円を超える場合	28,000円

- ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る支払保険料の場合

支払保険料の合計額	控除額
15,000円以下の場合	支払った保険料の全額
15,001円～40,000円	(支払った保険料の金額の合計額) × $\frac{1}{2}$ + 7,500円
40,001円～70,000円	(支払った保険料の金額の合計額) × $\frac{1}{4}$ + 17,500円
70,000円を超える場合	35,000円

- ③新契約と旧契約の双方に加入している場合

適用する生命保険料控除	控除額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	②に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額と②に基づき算定した控除額の合計額(最高28,000円)

※有利なものを選択できます

地震保険料控除額

- ①支払保険料が地震保険料だけの場合

支払保険料の合計額	控除額
50,000円以下の場合	(支払った保険料の金額の合計額) × $\frac{1}{2}$
50,000円を超える場合	25,000円

- ②支払保険料が旧長期損害保険料だけの場合

支払保険料の合計額	控除額
5,000円以下の場合	支払った保険料の全額
5,001円～15,000円	(支払った保険料の金額の合計額) × $\frac{1}{2}$ + 2,500円
15,000円を超える場合	10,000円

- ③支払保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方あり、それぞれ別々の証明書が発行されている場合

- ①と②の合計額が地震保険料控除額になります(ただし、最高25,000円)

- ④建物更正共済に加入している場合

1つの証明書に地震保険料としての証明額と旧長期損害保険料としての証明額の両方に記載がある場合、控除額を比較してどちらか有利な方を選択します。契約が複数ある場合は、契約ごとに選択できます。

税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

※分離課税を選択した上場株式等の配当等については、配当控除の適用はありません。

配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	$\frac{3}{5}$	$\frac{2}{5}$

所得控除と税額控除

Table with 26 items detailing tax deductions: 26 雑損控除, 27 医療費控除, セルフメディケーション税制, 13 社会保険料控除, 15 生命保険料控除, 16 地震保険料控除, 17 寡婦控除, 18 ひとり親控除, 19 勤労学生控除, 20 障害者控除, 21 配偶者控除, 22 配偶者特別控除, 23 扶養控除, 16 歳未満の扶養親族, 24 基礎控除, 寄附金税額控除.

〈記入例〉

羽島市長 あて

令和6年度 市民税・県民税申告書

受付印

提出年月日 令和

3所得から差し引かれる金額に関する事項

Main tax form table with sections for Social Insurance (13), Life Insurance (15), Earthquake Insurance (16), Spouse (17), Single Parent (18), Laboring Student (19), Disabled (20), Spouse (21), Spouse Special (22), Support (23), and Medical Expenses (27).

5分離課税所得

Table for 5 separated tax income: 譲渡 (Transfer), 短期長期株式等 (Short/Long-term stocks), 雑所得 (Miscellaneous income).

Table for 事業専従者 (Business dependents) with columns for name, ID, marital status, birth date, and tax status.

給与所得のある人で、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の徴収方法
給与所得のある人でその他に事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・雑所得(公的年金等を除く)・一時所得・譲渡所得のある人で、2ヶ所以上の事業所から給与等の支払いを受けている人は記入してください。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成29年度より申告者本人及び控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満の扶養親族含む)の個人番号の記入が必要となりました。

整理番号 (1,001,234,567,89) and 個人番号 (1,001,234,567,89)

現住所 羽島市竹鼻町

55番地

フリガナ ハシマ タロウ 電話番号 392-1111
氏名 羽島 太郎

生年月日(大・中・小) 26・5・5

世帯主氏名 羽島太郎 続柄 本人 職業 食料品小売

勤務先名(屋号) 勤務先住所

タケハナヤ

Table for 1-4 sections of tax form: 1 収入金額等 (Income), 2 所得金額 (Taxable Income), 3 所得から差し引かれる金額 (Deductions), 4 所得から差し引かれる金額 (Deductions).

6 寄附金に関する事項

Table for 6 寄附金に関する事項 (Charitable contributions) with fields for recipient and amount.

「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」... 「所在地の共同募金会、日本赤十字社岐阜県支部、その他県又は市が条例で指定した団体に対する寄附の場合は、その人も含まれます。」

※給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納税方法
□ 給与から差し引き(特別徴収)
□ 自分で納付(普通徴収)

所得の種類と収入金額・必要経費

Table detailing types of income and expenses: 営業等 (Business), 農業 (Agriculture), 不動産 (Real Estate), 利子 (Interest), 配当 (Dividends), 給与 (Salary), 雑 (Miscellaneous), 譲渡 (Transfer), 一時 (Temporary), 分離課税 (Separate Taxation), 分限課税 (Proportional Taxation), 寄附金 (Charitable Contributions).

※該当する方は申告書裏面の所得明細等もご記入ください。

地方税法等の改正がある場合には内容の一部が変更になります。